

# 西海市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」

制定：平成 30 年 1 月 25 日

改正：令和 5 年 11 月 27 日

西海市農業委員会

## 第 1 基本的な考え方

農業委員会は、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号。以下「法」という。）第 6 条第 2 項の規定により、農地の集積、遊休農地の解消、新規参入の促進といった農地等の最適化の推進に係る活動（以下「最適化活動」という。）を実施することとされている。

西海市は、西彼杵半島の北部、長崎県の 2 大都市である長崎市と佐世保市の中間に位置し、平地と中山間地域が混在しており、それぞれの地域によって農地の利用状況や営農類型が異なるため、地域の実態に応じた取り組みや、それに対応する支援の強化が求められている。

特に、中山間地域では、果樹を中心とした地域が多く、遊休農地の増加が懸念されており、その発生防止・解消に努めていく一方、平地では土地利用型の稲作が盛んなことから、農地中間管理事業を活用しながら、担い手への農地利用の集積・集約化に取り組んでいく必要がある。

以上のような観点から、地域の強みを活かしながら、活力ある農業・農村を築くため、法第 7 条第 1 項に基づき、農業委員と農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）が連携し、担当区域ごとの活動を通じて「農地等の利用の最適化」が一体的に進んでいくよう、西海市農業委員会の指針として、具体的な目標と推進方法を以下のとおり定める。

なお、この指針は、令和 5 年 9 月に改正された本市の「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」（以下「基本構想」という。）に合わせて令和 12 年を目標年度とし、今後の農業委員及び推進委員の改選期や基本構想改正等に合わせ、適宜検証・見直しを行う。

また、単年度の具体的な最適化活動については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」（令和 4 年 2 月 2 日付け 3 経営第 2584 号農林水産省経営局長通知）及び「農業委員会による最適化活動の推進等について」（令和 4 年 2 月 25 日付け 3 経営第 2816 号農林水産省経営局長通知）に基づくものとする。

## 第 2 具体的な目標と推進方法

### 1. 遊休農地の発生防止・解消について

#### （1）遊休農地の解消目標

管内の農地面積については、農林水産関係市町村別統計における耕地面積と農地法（昭和 27 年法律第 229 号）第 30 条第 1 項の規定による農地の利用の状況についての調査（以下「利用状況調査」という。）により、把握した同法第 32 条第 1 項第 1 号に規定する現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地（以下「耕作の目的に供されない農地」という。）の合計面積とし、解消目標とする遊休農地及びその面積は、耕作の目的に供されない農地に同項第 2 号に規定するその農業上の利用の程度がその周辺の地域における農地の利用の程度に比し著しく劣っていると認められる農地（低利用農地）を加えたものとする。

	管内の農地面積(A)	遊休農地面積(B)	遊休農地の割合(B/A)
現 状 (令和5年3月)	2,301.0 ha	152.0 ha	6.61 %
4年後目標 (令和9年3月)	2,301.0 ha	76.0 ha	3.30 %
目 標 (令和13年3月)	2,301.0 ha	0 ha	0 %

注1：「管内の農地面積(A)」は「耕地及び作付面積統計」における耕地面積と農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した同法第32条第1項第1号の遊休農地の合計面積を記載。

注2：「遊休農地面積(B)」は、農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した同法第32条第1項第1号と同第2号に該当する農地の合計面積を記載。

## (2) 遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法

### ①農地の利用状況調査と利用意向調査の実施について

- 農業委員と推進委員は、農地法（昭和27年法律第229号）第30条第1項の規定による利用状況調査（以下「利用状況調査」という。）と同法第32条第1項の規定による利用意向調査（以下「利用意向調査」という。）の実施について協議・検討し、相互に協力して調査の徹底を図る。それぞれの調査時期については、「農地法の運用について」（平成21年12月11日付け21経営第4530号・21農振第1598号農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知）に基づき実施する。

なお、従来から農地パトロールの中で行っていた、違反転用の発生防止・早期発見等、農地の適正な利用の確認に関する現場活動については、利用状況調査の時期にかかわらず、適宜実施する。

- 利用意向調査の結果を踏まえ、農地法第34条に基づく農地の利用関係の調整を行う。
- 利用状況調査と利用意向調査の結果は、速やかに「農業委員会サポートシステム（全国農地ナビ）」に反映し、農地台帳の正確な記録の確保と公表の迅速化を図る。

### ②農地中間管理機構との連携について

- 利用意向調査の結果を受け、農家の意向を踏まえた農地中間管理機構への貸付け手続きを行う。

### ③非農地判断について

- 利用状況調査において再生利用が困難な農地に区分された農地については、状況に応じて速やかに「非農地判断」を行い、守るべき農地を明確化する。

## 2. 担い手への農地利用の集積・集約化について

### (1) 担い手への農地利用集積目標

	管内の農地面積 (A)	集積面積 (B)	集積率 (B/A)
現 状 (令和 5 年 3 月)	2,170.0 ha	753.0 ha	34.70 %
4 年後目標 (令和 9 年 3 月)	2,170.0 ha	1266.2 ha	58.35 %
目 標 (令和 13 年 3 月)	2,170.0 ha	1779.4 ha	82.00 %

注 1 : 「管内の農地面積(A)」は、「耕地及び作付面積統計」における耕地面積を記載。

注 2 : 「集積面積(B)」は、各時点において担い手(認定農業者及び農業委員会法施行規則第 10 条で定める者)へ利用集積されている農地の総面積を記載。

注 3 : 「農業委員会による最適化活動の推進等について」(令和 4 年 2 月 2 日付け 3 経営第 2584 号農林水産省経営局長通知)に基づき、長崎県が定める「長崎県農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」で掲げる令和 12 年度における集積率 82%を本指針の目標とする。

### (2) 担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法

#### ①「地域計画」の作成・推進と定期的な見直し

10 年後の農業の在り方と農地利用の将来像を描く「地域計画」に基づき、農地を効率的かつ総合的に利用していくため、西海市農業委員会は次の役割を担っていく。

- 日常的な農地の見守りによる農地の適正利用の確認
- 農家への声掛け等による意向把握
- 「地域計画」で位置付けられた担い手への農地の利用調整やマッチング
- 農地中間管理事業の有効活用による「地域計画」の推進
- 「地域計画」の定期的な見直しへの協力

#### ②農地中間管理機構等との連携について

- 農業委員会は、市、農地中間管理機構、農協等と連携し、(ア)農地中間管理機構に貸付けを希望する復元可能な遊休農地、(イ)経営の廃止・縮小を希望する高齢農家等の農地、(ウ)利用権の設定期間が満了する農地等についてリスト化を行い、農地中間管理事業の活用を促進する。

なお、農地中間管理事業の推進に当たっては、「地域計画」において作成された「目標地図」を効果的に活用し、農地の出し手と受け手の意向を踏まえたマッチングを行う。

#### ③農地の基盤整備に向けた取組と利用調整等について

- 管内の地域の農地利用の状況を踏まえ、基盤整備に向けた合意形成を支援するほか、担い手への農地利用の集積が進んでいる地域では、担い手の意向を踏まえた農地の集約化の

ための利用調整・交換と利用権の再設定を推進する。

また、中山間地域等の農地の区画・形状が悪く、受け手が少ない又は受け手がない地域では、農地中間管理機構による簡易な基盤整備事業の活用と併せて集落営農の組織化・法人化、新規参入の受入れを推進するなど、地域に応じた取り組みを推進する。

④農地の所有者等を確知することができない農地の取扱い

- 農地の所有者等を確知することができない農地については、公示手続を経て県知事の裁定で農地中間管理機構への利用権設定ができる制度等を活用し、農地の有効利用に努める。

3. 新規参入の促進について

(1) 新規参入の促進目標

	新規参入者数	新規参入者への貸付面積
現 状 (過去3年度平均)	1.7 経営体	1.0ha
4年後目標 (令和8年度)	5 経営体	2.7ha
目 標 (令和12年度)	7 経営体	3.8ha

注：新規参入の促進については、これまでの実績を踏まえ、本市の基本構想における新規就農者数の令和12年度目標を勘案し、年間7経営体を目標と定め、経営感覚の優れた地域農業の担い手を将来にわたって安定的かつ計画的に確保していくこととする。

(2) 新規参入の促進に向けた具体的な推進方法

①関係機関との連携について

- 市、県農業会議・全国の農業委員会ネットワーク機構、農地中間管理機構と連携し、管内の農地の借入れ意向のある認定農業者及び参入希望者（法人を含む。）を把握し、必要に応じて現地見学や相談会を実施する。

②新規就農フェア等への参加について

- 市、農協等と連携し、新規就農フェア等に積極的に参加することで情報の収集に努め、新規就農の受入れとフォローアップ体制を整備する。

③企業参入の推進について

- 担い手が十分いない地域では、企業も地域の担い手になり得る存在であることから、農地中間管理機構も活用して、積極的に企業の参入推進を図る。

④農業委員会のフォローアップ活動について

- 農業委員及び推進委員は、新規参入者（法人を含む。）の地域の受入条件の整備を図るとともに、地域における相談相手となり、技術面、経営面等において適切なサポートを行う。